

令和4年度第2回県及び市町村長・議長会議 「4 意見交換」の概要

R4.11.1 (火) ホテルメトロポリタン山形「霞城」

I 市町村からの意見・提言

【1 8月3日の豪雨災害を踏まえた豪雨災害対策について】

■ 長井市長

山形県の場合、近年、最上川が昭和42年以来、50数年ぶりの大変な洪水被害があったわけでございまして、昨年も少なからず所々あったわけですが、今年は8月に、私ども置賜が今まで経験したことがない未曾有の集中豪雨による被害がございました。これは明らかに気象が変動しているということでございまして、ぜひ、これからは、より県と私ども市町村、更には国と一体となって、対応していくことが重要だと思っております。

二点ほどございまして、一点目は、今回、被害を経験して、特に内水被害については、県や国の排水ポンプのパッケージを適切に配置いただいたため、最小限で被害を食い止めることができました。県は各総合支庁に毎分10トンあるいは毎分5トンの排水ポンプを合計9台、国の山形河川国道事務所は排水ポンプを毎分60トンが3台、毎分30トンが8台配備しており、それらを危険性の高いところに予め配置いただきました。今後の集中豪雨に向けて、私ども市町村も必要経費を確保して配置を考えていく必要があると考えております。ただし、市町村の持っている機能、あるいは今、県がお持ちの中型規模、国の大型規模のポンプ、これらを調整しながら、しっかりと連携しながら対応いただけるあり方を来年度以降、御協力、御指導いただければありがたい。

次に二点目ですが、計画的な河川環境及び砂防堰堤の整備、並びに、山形県では、特に置賜にはまだないのですが、遊水地の整備や、田んぼダムが機能するような動きがありまして、これらについてのお願いでございます。8月3日から4日にかけての豪雨の経験から、市町村管理の河川に土砂の堆積や土石流などの被害が発生しました。経験の無い被害だったわけですが、治山事業や砂防事業による上流の堰堤整備により、下流域の農村地域、水田等への被害を軽減できると考えております。ぜひ堰堤整備等の推進を要望するものであります。

更には、遊水地については、国と流域治水の考え方で、上流域の置賜、中流域は今どんどん進めていただけていますが、下流域の庄内・最上を含めて、県全体で再度見直しをしていただけるとありがたい。以前は、東北は九州や中国・四国のような台風被害が無いと言われていましたが、最近は九州と東北だけが集中して大きな被害が出ておりますので、県におかれましても、国土強靱化、あるいは防災・減災対策の5か年計画のうちに着手いただけるよう、よろしく申し上げます。

● 知事

ありがとうございます。それではお答え申し上げます。

今年は、6月下旬以降連続して大雨が本県を襲いました。特に、8月3日からの置賜地域を中心とした大雨では、その被害額が令和2年7月豪雨を上回る大規模な災害となりました。

県としましては、再度災害の防止に向けて、治水対策はもとより砂防・治山対策もより一層、推進していく必要があると考えております。

一つ目の排水ポンプについてですが、県では、令和2年度に可搬式の排水ポンプ9台を各総合支庁へ配備したところですが、この度の大雨では、この排水ポンプを活用して、長井市を始め、中山町や川西町で排水作業にあたりました。

今回の経験を活かし、国土交通省の排水ポンプ車や皆さんが所有する排水ポンプとの連携・役割分担などについて、関係者間で検討を行いながら、より効果的・効率的な運用に取り組んでまいります。

二つ目の計画的な河川環境及び砂防堰堤の整備についてでございます。河川に堆積した土砂や支障木を撤去して、河川の流下能力など、環境を維持していくことは、治水対策として大変重要でございます。

このため県では、平成24年度から、河川に堆積した土砂や支障木の撤去に取り組んできましたが、今年3月には、上流部からの土砂流出を抑える対策も加えた新しい計画として「河川流下能力向上・持続化対策計画」を策定いたしました。

計画の初年度となる本年度は、約15億円の予算により、延長約80kmにわたり堆積土砂や支障木の撤去を行うとともに、約40箇所土砂流出を抑える床止めの設置を実施しているところでございます。

次に、土砂災害対策ですが、今回の大雨では、長井市の中山間地においても、山腹の斜面崩壊が数多く発生しております。この崩壊した土砂が河川や溪流に流入して、下流地域に大きな被害を及ぼしております。

県では、土砂災害対策について、平成31年3月に策定した「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」に基づき、災害が発生した箇所の安全を確保するための「再度災害防止」や、災害時に避難が困難な方々が入居している「要配慮者利用施設」の保全対策などを重点的に推進しており、「犠牲者ゼロ」及び「経済損失の軽減」を目指しているところです。

今回の大雨により被害が発生した箇所についても、再度災害の防止を図るため、緊急度や保全対象の重要度などの観点を踏まえ、総合的に検討してまいります。

なお、こうした事業の推進には、円滑な用地取得に向けた地域との調整など、市町村の皆様からの御協力も必要となってまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

また、水害・土砂災害に対応するためには、流域治水の考え方に基づき、ハード対策に加えて、被害を減らし、命を守るためのソフト対策を、県民の皆様一人ひとりが実践していく必要がございます。

引き続き、政府と県、市町村が密接に連携して、地域の皆さんと共に、あらゆる手段を活用して、県民の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

■ 長井市長

知事から力強い言葉をいただき、ありがとうございます。私どもも用地など地元対策でできることを頑張っておりますので、ぜひ、引き続きよろしくお願いたします。

【2 危険な空き家の解体・除去の促進について】

■ 河北町長

空き家は、利活用と危険家屋の両面で進めておりますが、今、特に苦慮しているのが危険家屋です。大雪や台風の予報が出る度に、住民の方々の安全確保、とりわけ、「あの空き家はもってくれるか」ということが頭をよぎります。年々、空き家の数が増えておりますが、それ以上に倒壊寸前のような空き家が増えているという状況です。

相続、所有者所在確認作業等いろんな労力、時間を費やしており、国の総合支援対策も徐々に拡充しておりますが、まだまだ十分ではなく、国にお願いしていく必要があると考えております。そうした中、私どもの調査によれば、国の支援事業とは別に14市町村が単独で空き家、危険家屋の除去を後押しするための補助事業を講じており、河北町としても考えていく必要があると考えております。

県や公社から手続き的などころを御指導いただきながら対応しているところですが、危険家屋の後押しをする部分の支援制度の充実について、県でも、県内各市町村の状況を見た中で検討していただけないかと。

また、個別にいろんなケースの対応について御指導、御助言いただいているところですが、どのタイミングでどういう代理人制度をするかなど、顧問弁護士と法律な相談をしながら進めているところですが、そういったノウハウを共有して促進されるような御指導、御助言の体制も強化していただけるとありがたい。

● 知事

ありがとうございます。それではお答え申し上げます。

まず、山形県独自の危険空き家に対する補助金制度の創設についてですが、老朽化した空き家の増加は、建物の倒壊の危険性だけでなく、景観の荒廃による地域の居住環境の悪化を招く恐れもありますので、県としても除却や解体、そして空き家の発生抑制を進めることが非常に重要だと考えております。

しかし、一方で、空き家の解体には多額の費用がかかり大変です。これは公共施設においても同様で、例えば県有施設でも様々な課題があります。

御意見のありました老朽危険空き家については、市町村の皆様にご協力いただいて毎年調査をしているところであります。令和3年10月時点で約1,000戸の危険空き家が確認されております。これは、平成29年の約1,100戸から1割減少しており、市町村の除却事業等による実績が現れているものと考えております。

国土交通省では、市町村負担を軽減するための補助事業を設け、こちらは31市町村が活用しているようですが、市町村が実施する空き家対策事業への支援を行っています。県内でも多くの市町村で国土交通省の補助事業を活用されているようですので、まずは現在の国庫補助を活用した空き家の除却事業を進めることで、空き家の減少が見込まれると思われれます。

一方、県としましては、空き家の発生を抑制する取組みをしっかりと進めたいと考えております。具体的には、令和3年度から高齢者に向けた終活セミナーを開催し、持ち家の未来のあり方について意識啓発を行いました。さらに、令和4年度からは新たに、住宅所有者と市町村との橋渡しの役割を担ってもらう「山形県空き家対策エリアマネージャー」

の認定制度を開始しており、民間の人材育成を進めているところです。今後とも、市町村の皆様と協力して空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、山形県独自の空き家の解体・除却のマニュアルの策定についてですが、市町村におかれましては、空き家対策を進める上で、空き家所有者の特定に手間がかかることや、所有者と連絡が取れないなど、様々な点で御苦労されているとお聞きしております。

空き家所有者を特定する調査方法や行政代執行に関することについて市町村が適切な実施を図れるよう、国土交通省ではガイドラインを作成しています。まずはこのガイドラインを活用いただければと思います。

ただし、ガイドラインに記載がない事柄や、個別の対応が必要な事案もあるかと思しますので、そのような場合は何なりと県に御相談いただければと思います。

また、空き家対策に関する県と市町村の連絡調整会議を開催し、事例の収集や共有を図っておりますので、この会議を御活用いただくのもよろしいかと思っております。空き家対策に係る県内・県外の事例集を作成したいと考えておりますので、来年度中には市町村の皆様にご提供できるようにしてまいりたいと考えております。

■ 河北町長

事例集も計画していただいて、ありがたいと思います。連絡調整会議もそうですが、職員は少ない人数の中で労力と時間を要している状況のため、引き続きそのフォローを、きめ細かく、これまで同様しっかりお願いできればと思います。また、国の総合対策事業も順次拡充が図られていることも承知しておりますが、いrownなところで常に空き家の話題になる状況であり、何もしなければ増えるのは必然でありますので、町民の安全確保、そして景観という意味からも引き続きよろしく申し上げます。

【3 広域的な交通インフラの整備について】

■ 河北町長

もう一点よろしくお願ひいたします。来年度の県政運営の基本的考え方の「やまがた強靱化」の中に、交通ネットワークの充実強化、県内全域に波及する沿線活性化の取組みの推進、地域公共交通の利便性向上を位置付けていただいており、非常に期待しているところでございます。

河北町でも、地方バスへの支援や、町営の路線バス、高齢者へのタクシー補助の試行など、通学や高齢者の通院・買い物に対して様々トライしているところですが、今の自動車社会の中で、効率的な施策に結び付けるのは非常に難しく、苦慮しているところがあります。

そうした中で、河北町は鉄道が通っていないのですが、鉄道の沿線の活性化も、今、非常に大きな課題となっているかと思っております。私どもとしても、時間はかかると思いますが、路線バスを運営している自治体として、JR、鉄道事業者、バス事業者、自治体の直結型の新しいシステムの構築について、様々な切り口で考えていく必要があると思っております。上手くバスと鉄道が連結していけば、鉄道の通っていない地域でも、鉄道の利用向上に繋がっていくのではないかと。いろんな制約はあると思っておりますが、支援というよりはむしろ、地域公共交通は、道路や鉄道といったハード面の投資と同じように、ソ

フト面での投資という考え方で向かっていけるように、いろんな強靱化の中で、一緒に取組みを進めていければと。簡単ではない大きな課題でありますけれども、しっかり、5年後、10年後の大きな課題解決に向けてよろしくお願ひしたいと思います。抽象的な意見、要望で申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

● 知事

ありがとうございます。広域的な交通インフラの整備についての御意見、御要望であると思ひます。

今年5月14日に「チェリカ」サービスを開始しました。「チェリカ」は、県が導入を支援した山交バスや庄内交通の路線バスのほか、この2社のシステムを利用して、山形市、米沢市のコミュニティバス、山形空港シャトルバスにおいても導入をしており、市町村営バスにおいて導入することも可能となっております。また、JR東日本の「Suica」機能も搭載しておりますので、「Suica」での支払いが可能なたクシーであれば、「チェリカ」での支払いも可能でございます。このように、「チェリカ」一枚で、JR等の鉄道や民間バス、市町村営バスやたクシー等、多くの公共交通機関を利用することができます。

更に、「チェリカ」は、「Suica」機能による買い物もできることに加え、商店街等で使える地域独自のポイント機能の搭載も可能となっておりますので、交通機関だけでなく地域全体の活性化にも活用できるカードとなっております。私も「チェリカ」を使っておりますけれども、ツルハやコンビニでも使えますし、県外でも使えます。このあいだ、東京でも使ってみました。今日、夜には名古屋に移動し、明日、名古屋、大阪でトップセールスを行いますけれども、どこでも使える「Suica」と同じ機能でありますので、大変便利であります。

県としましては、県内の地域公共交通のシームレスな移動の拡大に向け、市町村営バスにおいても、「チェリカ」の導入を促進していきたいと考えておりますので、御相談いただいた市町村に対して、「チェリカ」担当職員から、導入に関する説明や手続き面での調整など、必要なサポートを行ってまいります。ぜひ、「チェリカ」の導入を御検討いただければと思ひます。

鉄道駅での「Suica」の利用については、JR東日本から令和6年春以降の県内での「Suica」対応駅の拡大が発表されているところですが、県内全域に「Suica」対応駅が早期に拡大するよう、JR東日本に対して引き続き要望を行ってまいります。

また、広域連携による地域公共交通の改善や利便性の向上に向けては、県や市町村、バス事業者、JR東日本等を構成員とする山形県地域公共交通活性化協議会を設置しておりますので、この協議会において、市町村や事業者のニーズ等をお聞きし、県が主導しながら、便利で効果的な地域公共交通の実現を図ってまいりたいと考えているところです。

地域に根差した交通について、住民の皆さんの目線で県と市町村が一体となって、しっかり考えていくべき局面ではないかなと思ひているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

■ 河北町長

今、力を入れてやっていただけるといふ御回答をいただいたわけですがけれども、利便性の向上が大きなカギとなっていくのかなと思ひます。「チェリカ」は支払いの利便性に大き

な一歩踏み出した取組みだと考えております。利用者の数やイニシャルコストなどもあるかと思いますが、そこは乗り越えていかないと利便性向上には繋がっていかないでしょうし。また、支払いの面もそうですけども、接続について、例えば、バスと鉄道のダイヤと上手く連結させていくようなダイヤ編成の可能性など、さまざまなアプローチをそれぞれの地域によっても課題や状況も違うと思いますけれども、一緒になって考えていただけるということでございますので、私どももしっかり対応していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく御指導お願いしたいと思います。ありがとうございます。

【4 豪雨災害による農地被害への支援について】

■ 飯豊町長

8月3日の豪雨災害におきましては、県御当局からは吉村山形県知事を先頭に県土整備部、それから総合支庁長、多くの方々から御支援いただき、本当に素晴らしい初期初動体制を築いていただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと存じます。おかげ様を持ちまして、本日の山形新聞の一面に掲載されました小白川の大巻橋の復旧が3か月を経たずに完了いたしましたこと、現在、仮橋が両側通行可能となっております。私どもは、2回の現地説明会、意見を頂戴するための会を開きましたが、いずれの回におきましても、「素晴らしい。この度の災害復興については、町長、頑張った。」と言われますが、町長が頑張ったのではなくて、県御当局が頑張った結果でありまして、そうした反応があったということは私にとっても大変な驚きでございました。改めて御礼を申し上げます。また、本日お集まりの各市町村長の皆様には、災害発生時には、物心両面の様々な手厚い御支援をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでもまだ、現在、農地、農業関係の収穫が終わって、改めて気付いた点がございしますので、私からその点について御説明させていただきたいと思っております。それは、本町の場合は140戸ほどの床下浸水がございました。床上浸水は50戸ほどございます。床下浸水といっても、都市部とまた違いまして、高価な農業機械が保管されている場所での浸水でございしますので、たくさんの農業機械が被害を受ける結果となりました。現状では、本日現在で354台、2億1,000万円超の被害額が発生しております。

生産者の皆さんは、一時的な応急措置や借入れにより、なんとかこの秋については収穫を済ませることができましたが、何らかの支援措置というものが県御当局、国御当局で考えていただけないか。過日、農水省の農林水産大臣にお会いした時に、この話をしましたが、「それは基本的には損害保険を使うべきではないか。」といったお話でございました。それも尤もな話ではありますが、新規就農者も本町にはたくさんございますし、ようやく就農した人たちが被災した状況をみますと、何とか救済の手を差し伸べることはできないか。国が無理でも、知事の御判断、それに私ども市町村がかさ上げする措置をして救済していきたいと考えているところでございます。これまで、農地災害については個人の資産と言いながら、暫定法や支援法など、様々な激甚災害上の多くの関係法令を駆使して御支援いただき、ほとんど生産者の負担が無いよう軽減し、現在、復興のスキームが出来上がり、復興に向けて、来春の作付けが可能なように一生懸命頑張っているところですが、それにつけても、最後に残った農機具への支援措置をなんとか、僅かでも結構かと思っておりますので、何らかの手立てをしていただくことが望ましいと思っているところでございます。

様々な御支援をしていただいた後に尚更という、心苦しいところもございますが、どうぞ事情を御賢察いただき、御支援を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

● 知事

ありがとうございます。本当に8月の豪雨災害は大変な被害をもたらしました。心からお見舞いを申し上げます。皆様と一緒に、全力で復旧復興に取り組んでいきたいと思っております。

8月3日からの大雨による被害は、10月14日現在で、農地・農業用施設は3,292箇所、被害額は約79億2千万円であります。農機具などの被害は447件、被害額は約3億4千万円となりました。

県は8月18日、「緊急対策」として、政府の災害復旧事業の対象とならない小規模な農地・農業用施設の復旧や、農機具の修理・再取得等を支援する県単独の災害対策事業を発動するとともに、先の県議会9月定例会では、支援に必要な予算を確保するための増額補正を行ったところです。

また、被災市町村への人的支援としまして、農地・農業用施設の被害状況の把握や政府の災害復旧事業の査定業務等を支援するため、農業土木技術職員を派遣させていただきました。飯豊町さんには延べ292名を派遣したところでございます。

他方で、特に農機具の被害に関して、令和2年豪雨の際に発動された政府の支援策「生業パッケージ」が今回は発動されておりませんで、現場の農業者からは、農機具への支援の更なる拡充を求める声も挙がっていると聞いております。

現在、飯豊町において被害農家に被害の状況の聞き取り調査を行い、被害の実態をより詳細に分析していただいているとお聞きをしております。その結果等も踏まえながら、今後の対策について検討を進めてまいります。

また、政府に対しましては、8月29日に、農林水産省や総務省を含む関係省庁に、災害復旧事業の推進や特別交付税の増額配分等に係る緊急要望を実施いたしました。加えて、先月21日には、特別交付税に係る総務省担当者ヒアリングにおいて、担当課長が市町村の実情をお伝えしているところです。

復旧に係る財源が確保できるよう、引き続き政府に対して要望してまいりますとともに、県としても、できる限りの対応をしてまいりたいと考えているところです。よろしくお願ひします。

■ 飯豊町長

ありがとうございます。引き続きお願ひいたします。ただ今、知事からありました復旧に係る技師の派遣については、連日お出でいただいて御支援いただいております。改めて厚く御礼申し上げます。

【(4の関連意見) 豪雨災害による社会教育施設被害への支援について】

■ 飯豊町長

併せまして、私どもも気付かなかったのですが、激甚災害に直接的な支援があるものの中から外れる社会教育施設の災害復旧支援の対策というものがありませんでした。これは、農地

など公共災害とまた違う補助率であったり、申請方法であったり、全く別のものであるような説明がありまして、改めて、制度の複雑さを感じているところでもあります。社会教育施設は、本町にも、また、他の自治体にもたくさんあると思いますので、そうした関係について、追加でこの機会に御指導いただきたいということがございます。よろしくお願いいたします。

○ 教育長

社会教育施設、例えば、体育施設や公民館などがあるわけですが、そういった施設について、災害が起こった場合には、文部科学省が所管いたします公立社会教育施設災害復旧費補助金という制度がございます。これにつきましては、国から3分の2の補助が出るという制度となっております。この適用に当たりましては、一定の条件がございますので、その条件と申しますのが、被災した市町村の当該年度の標準税収入に対しまして、当該年度の激甚災害による公共施設災害復旧等の地方負担額が一定割合以上であるということが要件となっております。この度の災害に伴いましては、今後、災害関係の関係省庁が被災額の情報を収集し、その結果をもって、特定地方公共団体の指定を行うというような手続きとなっております。

教育委員会といたしましては、対象となる施設があった場合につきましては、それらの手続きについて、できるだけ早く進めていただきますように、所管する文部科学省の方に話をしてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

■ 飯豊町長

御指導ありがとうございました。今後ともそうした面について御指導賜りますようよろしくお願いいたします。また、先ほどの知事の御説明にございました農業機械等への支援、これから生業パッケージの発動があるように運動していただけるということがございますので、これにつきましても、ぜひ実現できますように私どもも一生懸命頑張りますので、引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

【(4の関連意見) 豪雨災害による商工業被害への支援について】

■ 川西町長

今、後藤町長からありましたように8月3日豪雨におきまして、県内各市町の皆さんから職員の派遣をいただき、災害復旧への御支援を賜りましたことに心から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。県内各地からボランティアの皆さんからも応援していただき、本町の場合、600名を超える皆さんに御支援いただきました。災害ごみの処理等、様々な相談業務も含めて、各社教の皆さんにもお世話になったところであり、心から感謝申し上げます。併せて、県当局からも、人的・技術的な御支援等をいただいて、今、災害復旧に一步踏みだそうしているところではありますが、今後とも継続して御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

今、農機具災害の話が出ましたが、本町でもう一つ課題になっているのが商工業事業者に対する支援です。これに対しては、激甚災害の指定から外れておりまして、本町の場合、40事業者、積み上げると約1億5,000万円近く、確定しているところで約1億2,000万円以

上の被害を被っているところで、本町単独でも何らかの支援を検討しなければならないという思いではありますが、ぜひ、激甚に指定ならなかった部分について、県からも御支援等をいただけるとありがたいと思っておりますので、御検討の程よろしく申し上げます。大変ありがとうございました。

○ 産業労働部長

災害発生後、直ちには激甚災害の指定にならなかったということで、私も直接中小企業庁に訪問し要望してまいりました。「ぜひ、指定してほしい。」というお話をしましたが、政府の判断では、今回の被害はそれまでの程度に至らなかったということで、未だ中小企業者等の被害に対する激甚災害の指定はなっておりません。併せて、ほかに何かできることはないかということで、県では、現在実施している物価高騰の給付金の第2弾において、被災された方の給付額については加算させていただくこととしております。先ほどあった農機具の話と合わせてパッケージになるよう、引き続き、国に働きかけていきますし、また、できることがあれば、しっかりとやれることを考えていきたいと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

■ 川西町長

大変心強い御発言をいただき、ありがとうございました。我々もできるだけ早い復旧に精一杯力を注いでいきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしく願います。大変ありがとうございました。

II 県からの提案等

【1 新たな移住・定住の推進について】

○ みらい企画創造部長

資料1を御覧ください。この度、9月補正予算で事業化いたしました「新たな移住・定住の推進」について御説明申し上げます。

移住・定住の取組みにつきましては、市町村の皆さんと共にオール山形で取り組んでおりますが、若者を中心とした地方移住の関心の高まりに加え、大手企業が相次いでテレワークを基本とした勤務体系を導入する等、こうした変化を捉え、新たに3つの事業を展開することにより、更に本県に移住者を呼びこむこととしております。

まず、「1 関西圏・中京圏における移住・定住の推進」についてですが、移住施策を関西圏及び中京圏に拡げ、県外での移住相談・情報発信の強化を図ることとしております。具体的には、大阪事務所、名古屋事務所に移住相談窓口を新たに設置し、相談体制を整備するほか、セミナーや体験ツアーによる本県の情報発信など、関西圏・中京圏における新たな移住者層を開拓してまいります。

「2 雪国の体験による移住・定住の推進」では、温泉やスキーなど、山形ならではの冬の魅力や雪国の暮らしを体験するツアーやワーケーションを通して、本県の冬の楽しみを知っていただくことにより、将来的な移住につなげてまいります。

「3 テレワークの推進による移住・定住の推進」では、本県においてもテレワークによる移住という動きが出てきていることから、テレワーク移住の準備やお試しテレワーク

移住に要する経費に対し助成することにより、テレワーク移住を増やしていくこととしております。

以上が9月補正の内容になりますが、市町村の皆さんには、移住イベント等の情報発信に大阪・名古屋事務所を御活用いただくとともに、雪国体験ツアーやワーケーションツアー、テレワーク支援の実施あたりまして、随時、情報提供いたしますので、移住希望者に御案内くださるようお願いいたします。

また、資料にございませませんが、移住者へのおもてなしとして「米・味噌・しょう油」1年分を提供しておりますが、移住者の方から好評をいただいていることから、山形県どこに移住しても、米・味噌・しょう油がもらえる取組みとして、全市町村に取り組んでいただければと考えておりますので、御協力をお願いします。

移住したい、住み続けたい山形県の実現に向けまして、引き続き市町村の皆さんと一緒に頑張って取り組んでいければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(市町村からの意見・質問なし)

【2 山形県被災者生活再建支援事業の概要について】

○ 防災くらし安心部長

資料2を御覧ください。「山形県被災者生活再建支援事業の概要」について御説明いたします。この事業につきましては、市町村長はじめ市町村の皆様に変な御理解と御協力をいただきました。この場を借りて御礼を申し上げます。市町村長の皆様には1度御説明しておりますが、議長さんもいらっしゃいますので、改めて御説明いたします。

まず、資料左上「これまでの災害時における被災者への主な支援」を御覧ください。これまで、災害で住宅に被害を受けた場合、政府の「被災者生活再建支援法」と、県の「山形県災害見舞金」で対応してまいりました。支援法が適用された場合には最大300万円の支援金、支援法が適用されない場合には、県の見舞金最大30万円となっていました。

一方で、「支援法の現状・課題」にあるように、支援法は、「全壊10世帯以上の市町村」など適用のハードルが高いということ、また同じ災害で被災しても、適用となる市町村と、ならない市町村とが生じて、支援に不均衡が生じる場合があるなどの課題がございました。このため県では、政府の制度を補完する独自の支援策を、市町村の皆様とも連携しながら、検討してきたところです。

この度、県の9月定例会で予算をお認めいただきまして、資料右側に記載の「山形県被災者生活再建支援事業」としてスタートさせることとなりました。

概要を申し上げますと、「適用要件」としましては、政府の制度の対象被害である中規模半壊以上で、政府の制度の支援を受けられない場合としています。これにより、災害で住宅が中規模半壊以上の著しい被害に遭った世帯は、政府の制度あるいはこの支援事業のいずれかの支援を受けることができます。

「支給額」も、政府の制度と同様、最大300万円としております。なお、「県見舞金(県10/10)との関係」に記載しておりますが、豪雪被害については、住宅被害と災害の因果関係が明確でない場合があるため、これまで同様、県の見舞金を支給することで対応してまいります。

「財政負担」は、原則、県と市町村1対1としますが、一定の場合、県に特別交付税が措置される場合がございます。この場合には、市町村の負担を軽減するため、県と市町村の割合を2対1といたしたいと考えております。

「予算措置」は、災害発生時に補正予算での対応と考えております。

「事務手続き」については、被災者の利便性を考慮し、「申請窓口」、「支給」とも市町村にお願いすることとしております。

「適用時期」は、この8月3日からの大雨災害から適用したいと考えております。

以上が「山形県被災者生活再建事業」の概要となります。

なお、本事業は、例えば、県土整備部で実施している住宅の修繕工事への補助といった県の他部局の既存事業との連携・統合も考えられますので、この事業を土台に、より良い支援制度となるよう、市町村の皆様とも十分に協議しながら、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

(市町村からの意見・質問なし)

【3 「山の日」全国大会を契機とする山岳観光の推進、イノシシの広域捕獲活動支援事業の実施について】

○ 環境エネルギー部長

まず、今年8月に開催されました第6回「山の日」全国大会やまがた2022 につきましましては、大変お忙しい中、多くの市町村長及び市町村議会議長の皆様に、御出席いただき誠にありがとうございました。この場を借りて、心より御礼申し上げます。本県の山々の魅力や山々を守り続ける人々の活動やその意義、将来の山や自然に対する子供たちの思いなどを、県内外にお伝えすることができたと考えております。

この間、県内の市町村におかれましては、全国大会とタイアップする形で、山に関する誘客イベントを展開していただきました。県としても情報発信に努めてきたところです。大会の成果を一過性のものにしないうえにも、今後も、観光文化スポーツ部と連携しながら、情報発信に取り組むとともに、国内外の旅行会社へのセールス活動を強化するなど、山岳観光を推進してまいりたいと思います。山岳観光の振興に向け、引き続き情報提供をよろしく願いいたします。

また、新型コロナも一定程度落ち着きを見せていることで、今後は 登山客も増えてくるものと予想されます。ただ最近では 豪雨災害により登山道や吊橋の破損など、毎年のように発生しておりますので、安全で快適な登山を楽しめるように、ノウハウのある地元山岳会などと連携した登山道の保全整備の取組みも新たに進めてまいりたいと考えております。

加えて、公衆トイレなどの施設整備にあたりましては、環境省の交付金事業も対象となる場合がございますので、積極的に活用いただくとともに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどの活用も有効でございますので、これらの情報につきましては、いろいろと御提供もできますのでよろしく願いしたいと思います。一緒に取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料3、「イノシシの広域捕獲活動支援事業の実施」を御覧ください。農作物被害防止を目的としたイノシシの捕獲につきましましては、現在、各市町村の鳥獣被害対策実施隊に行っ

いただいておりますけれども、イノシシは市町村の境界をまたいで広域的に分布しておりますので、単独の市町村による被害防止対策のみでは農作物の被害を十分に防止できない場合がございます。

このため、県としましては、イノシシの捕獲を強化するため、本日、令和4年11月1日付けで第2期イノシシ管理計画を一部変更しながら、県主導でも広域捕獲を実施できるよう準備を進めているところであります。

広域捕獲の実施に当たりましては、今年度、置賜地域の市町からの要請を受けまして、まず、今月から来年1月にかけて、県が自ら捕獲を行うに当たり必要となるイノシシの生息密度、それから出没頻度等の調査を行ってまいりたいと考えております。

その後、その調査結果を基に市町村や捕獲従事者と協議しながら、具体的に捕獲実施地域や捕獲目標頭数等を設定しまして、翌年度に県主導で広域捕獲を実施する流れとしていきたいと考えております。

来年度、広域捕獲を実施する予定の置賜地域の市町におかれましては、捕獲実施地域や捕獲目標頭数等の設定を行うに当たりまして、御助言いただくなど、御協力くださるようお願い申し上げます。

また、今後、広域捕獲の実施を希望する市町村におかれましては、隣接市町村と連携して要請を検討いただくようお願いいたします。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(市町村からの意見・質問なし)

【4 やまがたハッピーサポートセンターへのAIマッチングシステムの導入について】

○ しあわせ子育て応援部長

資料4を御覧ください。やまがたハッピーサポートセンターへのAIマッチングシステムの導入について御説明いたします。

結婚支援につきましては、少子化対策の最重要課題の一つとして位置づけ、これまでも市町村の皆様と連携し、取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナの影響によりまして、若者の出会いの機会が一層少なくなるなど、状況はより厳しくなっております。

このため、県、全市町村、経済団体で組織する「やまがたハッピーサポートセンター」に、出会いの機会の拡充を目的としまして、新しいマッチングシステムを導入いたします。

システムの愛称は、「あいナビやまがた」です。令和4年11月22日(いい夫婦の日)から、新システムによる新規会員登録をスタートいたします。新しいマッチングシステムでは、センターに来所せずに自宅等からスマートフォンを使って利用できるようになるのに加えて、AIがおすすめの相手を紹介する機能が付くなど、より利用しやすく、より多くの出会いが期待できるものとなっております。

また、新マッチングシステムの導入記念といたしまして、通常に登録料有効期間2年間で1万円のところ、半額の5千円とする登録料半額キャンペーンを11月22日から12月31日まで実施いたします。

より多くの方に御利用いただきたいと考えておりますので、市町村の広報誌やSNS等を活用したPR、各市町村の結婚を希望する職員の方への利用の呼びかけ、また、市町村

に出向いて行う出張登録会の実施等について御協力を賜りますようお願いいたします。私からは以上です。

(市町村からの意見・質問なし)

【5 市町村と連携した新型コロナ感染症への対応等について】

○ 健康福祉部長

各市町村の皆様には、日頃より、ワクチン接種をはじめ、感染対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。また、7月から9月にかけての感染第7波による保健所業務ひっ迫の折には、各市町村より、保健師さんを派遣いただきサポートいただいたことにつきまして、この場をお借りいたしまして、心より御礼申し上げます。私からは、市町村と連携した新型コロナ感染症への対応について御説明申し上げます。

資料5-1を御覧ください。こちらに、陽性者健康フォローアップセンターの概要を記載しておりますが、高齢者や妊婦の方など、発生届の対象者限定、いわゆる全数把握の見直しに伴い、9月14日よりフォローアップセンターの運用を開始してございます。

フォローアップセンターでは、陽性となった方が安心して自宅療養ができるよう、体調不安時の健康相談や食料支援などの療養に関する様々な問合せに対応しておりますので、住民の方への周知につきまして御協力をお願いいたします。

続きまして、資料5-2の上段を御覧ください。オミクロン株対応ワクチンの接種を推進するため、県では市町村と連携した巡回接種事業を実施いたします。日程は、11月12日（土）から12月18日（日）までの土・日・祝日の計11日間で、予め御希望をいただきました11の市と町で、接種会場の手配やワクチンの確保等について御協力をいただきながら実施してまいります。

なお、会場地以外の市町村の方も接種可能ですので、各市町村の皆様におかれましては、本事業の周知につきまして御協力をお願い申し上げます。

次に資料の下段を御覧ください。自宅療養者への支援につきましては、市町村の職員の方が、高齢者等を訪問し健康確認を行っていただくなど、多くの市町村から御協力いただいているところでございます。

発生届の対象者が限定されたことによりまして、重症化リスクの低い自宅療養者には、保健所からの健康観察は行われず、フォローアップセンターにおいて、体調不安時の健康相談等に対応しております。各市町村の皆様におかれましては、高齢者のみならず一人暮らしの自宅療養者への支援につきまして、引き続き、御協力をお願いいただければと存じております。私からの説明は、以上となります。

(市町村からの意見・質問なし)

【6 若年女性の県内定着・回帰に向けた取組みについて】

○ 産業労働部長

資料6を御覧ください。若年女性の県内定着・回帰に向けた取組みについて御説明させていただきます。

はじめに、資料上段の現状と課題ですが、本県の人口転出超過数をみますと、15歳から

29歳の若年女性が約2分の1を占めておりまして、若年女性の転出超過率は全国的に高い状況にあります。

また、本県女性の所定内給与額ですけれども、令和元年ですが、青森県と並びまして全国最下位であります。全国的にみると低い状況で、賃金の低さが若年女性の県外流出の大きな要因の一つとなっております。

若年女性の減少は出生数の減少にも影響しますので、若年女性の県外流出の抑制、それから県内定着・回帰の促進、これは県内全ての地域における喫緊の最重要課題だと考えております。

このため、県では、資料中段にありますとおり、令和2年度に、産業・労働・教育等の各分野、学識経験者などで構成します「若年女性県内就職・定着促進協議会」を設立しまして、協議会で定めた7つの施策の展開方向に基づきまして、全庁的に、若年女性の県内定着・促進に取り組んでおります。

資料下段では、今年8月に開催した本協議会で頂きました4つの提言と、今後の取組みの方向性を赤書きで記載させていただいております。

この中で、提言3の「女性非正規雇用労働者の賃上げ及び正社員化」については、既に県でも、賃上げや正社員化した事業者に対しまして賃金向上推進事業支援金を支給するなどして取り組んでおります。ただ、提言1の「再就職を希望する女性を対象としたインターンシップの推進」、提言2の「女性と経営者の意識のギャップを埋めるための取組み」、提言4の「ロールモデルの情報発信や若手社員どうしの交流機会づくり」については、若年女性の県内での就職に向けて、県、市町村、県内経済団体が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

これまでも、企業情報の「発信」などを行ってきたのですが、情報の「発信」に加えまして、企業との「接点」となるインターンシップの機会は極めて重要でありますし、また、現場からは、女性が求める職場環境や柔軟な働き方について、女性と経営者との間で相当のギャップがあると聞いております。そこを埋める取組み、また、お手本となるロールモデルの情報発信などに取り組むことで、県としましても若年女性の県内定着・回帰を強力に進めてまいりますので、各市町村におかれましても、若年女性の県内定着・回帰に向けた支援について、御理解と御協力を賜りますよう、ぜひよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

(市町村からの意見・質問なし)

【7 ポストコロナを見据えた観光誘客の取組みについて】

○ 観光文化スポーツ部長

資料7を御覧ください。ポストコロナを見据えた観光誘客の取組みについて、御説明申し上げます。

観光産業を巡る情勢につきましては、水際対策の大幅な緩和や全国旅行支援の展開など、観光需要の本格的な回復に向けた動きが加速している一方で、コロナ禍の長期化や、光熱費や食材費等の高騰などにより、未だコロナ禍前の水準までの回復には至っておらず、引き続き厳しい状況が続いております。

このため、「1 宿泊施設、観光立寄施設等への支援」につきましては、「山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金」を設けまして、県内の観光施設が実施する、ポストコロナに向けて誘客促進を図るための新たな取組等を支援しており、6月補正予算で助成対象経費の拡充及び助成上限額の引上げなど、内容の充実を図ってきたところであります。

また、「2 インバウンドの復活に向けた取組み」につきましては、インバウンドの本格再開に向け、時機を逸することなく外国人観光客の本県への誘客を図るため、アジアの重点市場におけるプロモーションの実施や、県外空港を利用して本県内を周遊・宿泊する旅行商品造成への支援、国際チャーター便を運航する航空会社等への支援などに取り組んでおります。

また、外国人観光客に本県での観光をお楽しみいただくためには、観光地での多言語によるガイドや、宿泊施設等でのおもてなしなど、インバウンド受入態勢の強化も大変重要と考えており、関係団体と連携して、外国人観光客対応力向上のための研修会の開催や翻訳機購入等に対する助成支援などに取り組んでいるところであります。

各市町村の皆様には、1の助成金の周知などにより、ポストコロナに向けた誘客促進や受入態勢の強化に取り組んでいただきますとともに、インバウンド誘客プロモーションへの参画、外国語ガイド等に係る研修会への参加等を通じて、本県インバウンドの本格回復に向け、ともに取り組んでいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

■ 鮭川村長

コロナ禍で落ち込んだ旅行業者への様々な支援策が功を奏して、かなり戻ってきたのかなと思っております。やまがた旅割も12月20日の宿泊分までが対象ということですが、これが終わった時の落込みが懸念されます。今、割引については最大40%、上限5,000円までですが、地域クーポンもございまして、それを2,000円、3,000円といったソフトランディング的な制度にしていくと、そう大きな影響もないのかなと思いますので、ぜひ、引き続き支援策を御検討いただければと思います。

○ 観光文化スポーツ部長

ありがとうございます。観光需要策は大変好評いただいております。これが12月でそのまま終わってしまうとなると、また、観光需要の冷え込みが大変心配されるところでございます。県としても、国に対して切れ目のない支援を強く働きかけているところですし、国も1月以降のソフトランディングに向けた対応を検討いただいていると聞いておりますので、引き続き県としても働きかけを続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

【8 今後の大雪による農林水産被害及び家畜伝染病の発生予防等、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う地域計画及び目標地図の策定について】

○ 農林水産部長

初めに、大雪による農林水産被害及び家畜伝染病の発生予防等についての御協力のお願

いになります。資料8-1を御覧ください。近年、大雪により、パイプハウスの倒壊や果樹の枝折れなどにより、被害総額が1億円を超える被害が10年間で4度発生しています。大雪による被害防止対策につきましては、毎年11月下旬に農家の皆様に呼び掛けているところです。

資料8-2を御覧ください。高病原性鳥インフルエンザにつきましては、資料にはございませんが、先週末28日には岡山県と北海道で、今日は香川県の養鶏場で発生があり、殺処分等の防疫措置が行われております。

更に豚熱につきましては、昨年、一昨年と12月に県内で発生しておりますが、図でお示ししますとおり、国内で広く野生イノシシに感染が拡大しており、県内でも豚熱に感染した野生イノシシが多数確認されております。そうした状況を踏まえまして、関係者の皆様に飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いしているところです。

また、仮に、大雪災害や家畜伝染病が発生した場合には、被害状況の把握、家畜伝染病の封じ込めなど、市町村の皆様との協力が不可欠になります。今後とも、災害・家畜伝染病の発生防止及び発生した際の対応について、皆様と連携を密にして取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

続いて、資料8-3を御覧ください。「農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う目標地図の策定について」のお願いです。今年5月に改正法が成立し、「人・農地プラン」が法定化され「地域計画」となり、市町村の皆様におかれましては、令和7年3月までの計画策定が求められております。

県では、山形県農地集積・集約化プロジェクト会議を2月に立ち上げ、支援体制を整えているところですが、市町村の皆様におかれましては、地域計画策定に向けて、工程表の策定などの準備を進めていただきたくよろしくお願い申し上げます。

■ 鮭川村長

山形県内、特に鮭川村には施設型農業がたくさんありますが、キノコについて先だって村で調査を実施したところ、電気料金の値上がりが低いところで対前年比20%、大きいところでは50~100%上がっているという調査結果になっております。国も1月から支援しており、下げるとは言いますが、それを上回る電気料金の値上げとなっているため、キノコ生産者からは、「このままでは続けられない」という厳しい声をいただいております。県内でも鮭川村は50%以上のキノコ生産を占めているところなので、ぜひこれを維持していきたいと思っています。村も真剣に今考えておりますが、単独ではかなりの財政負担となるため、県の方からも何らかの手立てはないのかということで、お願いでございます。よろしくをお願いいたします。

○ 農林水産部長

私も最上地域のキノコ生産者から直接要望を受けました。事業の存続ができなくなるような厳しい状況とのお話でしたので、県として何ができるか前向きに検討してまいりたいと考えております。

■ 鮭川村長

ありがとうございました。ぜひよろしくをお願いいたします。

【9 市町村と建設コンサルタント団体との「災害時における応急対策業務に関する協定」の促進について】

○ 県土整備部長

資料9を御覧ください。私からは、市町村と建設コンサルタント団体との災害時における協定について、御提案をさせていただきます。

本県では、8月に大規模災害に見舞われましたが、災害復旧にあたっては、短期間に専門的な知識を必要とする多くの業務・人材が必要となってくるところでございます。

具体的には、資料の左側に示しておりますが、まず、災害が発生すると、被災箇所を把握し、10日以内に国交省へ被災箇所や概算被災額を報告する必要がございます。

その後、被災箇所の測量・調査・設計を行って、工事を積算し、査定設計書なるものを作成いたします。

それを基に、国交省・財務省による災害査定を経て、復旧工事に関わる工事費が決定され、国庫負担による災害復旧工事が実施されることとなります。

この災害査定までは、原則として災害発生後2ヶ月以内に実施することとされており、この短期間の中で、専門的な知識を必要とする多くの業務を実施することになります。

一方、大規模な災害が発生した場合、資料の右側に書いておりますが、いろんな課題があるかと思えます。一つは、市町村職員は、避難所の設営・運営や住民への対応など、対応が多岐にわたるとともに集中的に発生するというところで、自らの職員だけでは、被災箇所の調査などを迅速に対応することが困難になることが想定されるところでございます。また、建設コンサルタントに委託契約しようとする、通常は時間がかかりますので、限られた期間内に測量や設計図を作成することが困難になることが想定されるところでございます。

こうした課題を解決するため、あらかじめ建設コンサルタントの団体と、いわゆる「災害協定」を結んでおくことが有効だと考えてございます。

協定を締結することで、契約手続きが簡素化されるということと、発災直後から知識を有した専門部隊に業務を要請することができますので、迅速かつ円滑な災害復旧事業の遂行に繋げることができると考えております。

詳細につきましては、もちろん私でも結構ですし、県土整備部の管理課を窓口としておりますので、お問い合わせいただけますと、建設コンサルタント団体の紹介等の対応をさせていただきますと思います。

今後も激甚化する大規模災害の発生が想定される中で、市町村のみなさまと連携しながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(市町村からの意見・質問なし)

【10 中学校における部活動改革の推進について】

○ 教育長

資料10を御覧ください。中学校における部活動改革の推進について御説明申し上げます。

部活動につきましては、近年の少子化の進行や教員の恒常的な時間外勤務を背景といたしまして、将来に向けて持続可能な運営が困難になるのではないかとされており、政府

におきましては、中学校における部活動を段階的に地域に移行することを内容とした部活動改革を打ち出しております。

このような中で、県教育委員会では、これまで、部活動改革に関するリーフレットや説明動画を作成し、その取組みを促してまいりましたが、本年9月に改めて市町村の検討状況についてアンケート調査を実施したところ、「部活動改革の具体的なイメージが湧かない」、「指導者や財源の確保が困難である」、「市町村単独での移行が難しいのではないか」といった悩みや課題が寄せられたところでございます。

このため、県教育委員会では、10月18日に市町村担当課長会議を開催し、まずは本県における部活動改革の基本的な考え方を市町村の皆さんと共有させていただきました。

中学校における部活動改革ということで、実施主体は基本的には各市町村となりますが、県といたしましては、地域の実情や特性を踏まえた移行が着実に推進できますように、関係団体等とも連携を密にし、必要な情報を収集・提供しながら、市町村の取組みを支援してまいりたいと考えております。

各市町村におかれましては、今後、部活動改革を検討する組織を設置し具体的な検討を開始したり、部活動改革に関する政府の予算について、情報収集を行い、必要な予算を確保していただくことが必要となってまいります。

県教育委員会といたしましても、市町村と連携を図りながら必要な予算を確保すること、市町村を超えた広域的な連携を行う際には、必要に応じて協議の場を設定すること、スポーツ指導者の人材確保に向けた取組み等を行ってまいりたいと考えております。

部活動改革につきましては、単に部活動を地域に移行するだけでなく、地域住民の皆さんが将来に渡り持続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指した取組みであり、また、教員の働き方改革を推進していくうえでも極めて重要ですので、市町村における取組みについて、特段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

■ 川西町長

この案件に関しましては、全国の町村会の中でも、特に人口規模の小さな団体での指導者の確保というのはかなり困難だということで、課題として受け止めているところであります。これは県内でも同じかなと思っております。川西の場合も、指導者の確保、さらには運営への支援、こういったものについては財源確保も含めて課題として捉えておりますので、担当者会議をされましたが、今後とも情報の共有を図っていただきながら、しっかりとした指導体制を持っていただきたいと思っております。

ここで私が手を挙げさせていただいたのは、スポーツだけでなく、文化活動についても同じ立場でありますので、ぜひ文化活動もいれていただきたいと思っております。

○ 教育長

今、お話がございましたように、部活動という意味では、スポーツも文化も同様であると考えておりますので、全体を合わせて考えていく方向で取組みを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

Ⅲ その他

【ドローンの操縦資格取得に係る学校整備について】

■ 山辺町議会議長

ドローンの免許取得について、12月から国家試験が始まり、各業者さんが各地方において学校の開設に向けた動きが見られます。御承知のとおり、国家試験の受付や許可は東京の国土交通省所管なのですが、最近、私の方に、山形県でドローンの操縦や国家試験の内容に関する、自動車であれば教習所のような学校を開設したいという話が出てきまして、国土交通省山形事務所に問い合わせたところ、「相談窓口ではないので、東京に聞いてほしい。」と言われ、県にも聞いてみたが、「村山総合支庁は窓口ではないので、東京の国土交通省に聞いてほしい。」と撥ねつけられた。

都市公園法や自然公園法などいろんな規制があり、山形県にも公園がたくさんありますが、山間部都市においてもドローンの飛ばせる箇所は限られております。また、実技を伴った国家試験の取得するための学校を開設する場所も限られております。山形県に来て開設する場合には、山形県の事情を知っている県並びに窓口が国家試験の対策について関係ないというわけにはいかないのではないかと。

岸田内閣のデジタル田園都市国家構想にもデジタル社会というものを大きく取り上げておりますし、ドローンを操縦する方が山形県にいないと、新しいデジタル田園都市国家構想に遅れをとるのではないかと。そんな意味から、国家試験だから、山形県は構わないということではなくて、県も含めまして、自治体の積極的な開設に向けたPRや開設をしたい業者に対して受付の相談窓口が必要だと感じたところです。

県として、どんな考えを持っているのか、分かればお聞きしたい。

○ みらい企画創造部長

担当が定かでないところはありますが、みらい企画創造部からお答えさせていただきます。ドローンは様々な用途に使われ始めており、社会の中に定着してきていると思っております。お話いただきましたとおり、ドローンを更に活用していくためには、操縦できる人が大事になってくると思っております。

県の担当が分からないというお話も頂戴しましたが、まずは、みらい企画創造部でお話をお聞きしたいと思います。後日、御連絡させていただき、現状等を教えていただいて、どのようなことができるか考えていきたいと考えております。

■ 山辺町議会議長

ありがとうございます。この件については、県、自治体の大事な目標だと思うので、県・町を挙げて、ドローン取得者の若者を増やしていくため、積極的に国家試験をパスできる山形県の若い人たちを育ていくためにも、ぜひ、相談窓口を設けていただき、推進していただきたいと思っております。

● 吉村知事

未来に向けた話でありますので、県として何ができるか、しっかり取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

【ターゲットを絞った移住施策について】

■ 新庄市長

最近いろんな所に行って感じる場所ですが、新たな移住定住の推進も素晴らしいですし、「あいナビやまがた」も良いなと思いますし、若年女性の県内定着・回帰に向けた取り組みも良いと思いますが、その中でターゲットをどこに絞るのかということがあって良いのかなと思います。山形県としては「誰」に帰ってきてほしいのか。やはり一番身近なのは、山形県出身の人に帰ってきてもらうというのが一番良いのではないかなと思います。県と市町村が力を合わせて、例えば、孫を帰したいが、子育て世帯で、子どもの頃は半額、あるいは入学前で無料だった時には、何回か子どもを連れて来ます。ところが、大きくなるとお金がかかるため車での移動となり、高校生になると、本当は一番感受性や世の中への感覚が鋭くなってきて、ここに住もうかなという時には、部活等があったり、料金が高くなったりして、正月か盆のどっちかしか帰ってこない。親の負担も大変で、子どもを田舎に帰らせられないということをよく言われます。特に、多子世帯の人にとっては、遠くから帰ってくるのは大変だと。

そうした中で、新幹線で帰って来られるような支援があれば、お子さんと一緒に帰ってくる、あるいは、中学・高校になっても支援があれば、祖父母のところに帰って来られる。そうした環境を、「田舎に帰ろうキャンペーン」という形で山形県が作ってあげれば、旅割とコラボはできないかもしれませんが、若年の県内定着であるとか、「あいナビやまがた」をするにしても、誰に発信して、誰に帰って来てほしいのか。この地域に住んだことが無い人だと、新庄は特に雪が多く、「あの雪が多いところか。」ということで、定住・移住は東根市以北の希望がない。でも、祖父母が住んでいて、子供の頃、高校までいたことがあるとなると、生活の様式が分かる。帰ってくる人は、皆60歳を過ぎております。父母の面倒を見るために帰ってくるんです。空き家対策についても、そうしたことを利用すれば。「祖父母の財産を守るのは貴方」という会話が今成り立たなくなっているんじゃないかと。特に、若年層は給料が少ないので、電車代など、特に今回ガソリンが高くなると移動しなくなるので、全国に呼び掛けるのも良いが、全国に行くと競争が激しくなるわけなので、ターゲットを絞って、山形県が主催で「田舎に帰ろうキャンペーン」をやっていますよというインパクトがある形で、全県行動ができれば、楽しいかなと思っております。そうした行動があれば、皆協力してくれると思うので、よろしくお願いします。

○ みらい企画創造部長

移住定住について、幅広いターゲットに対して総合的な取り組みを行っており、U I Jターンということで、一括りにしているようなところはございますけれども、山形で一定の年齢まで暮らした方が山形に愛着を持っておられるというのは間違いのないところがございます。Uターンというところ、30歳台、40歳台の方々に、都会での生活をある程度経験した上で、子育てが家族と一緒にできるといったところも山形の魅力だと思っておりますので、そういったところにも力を入れて取り組んでいければと思っておりますので、来年度に向けて、しっかり考えていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

【国民健康保険制度について】

■ 鶴岡市長

先日は、県内2校目の中高一貫校の校舎改築の安全祈願祭、ありがとうございました。

国民健康保険制度の大改革が行われているところであります。国保税の納付金の水準を統一していくということで、35市町村長は既にその内容を御存知のとおりだと思いますが、本日は議長の皆様がおられますし、国保運営協議会、市民の皆様にも理解を得ていかなくてはいけないという局面になってまいりますので、国の大改革、また、県の方で、今、案をお示しいただいているところですが、この御理解を得ていくということに、ぜひ県の皆様から一緒になってお願いをしたい。

また、手続きの見える化についても必要ではないかと思っております。市の担当もその説明をし始めているところでありますが、理解を得ていくのに時間がかかるのかなと思っております。納付金が上がる場所、下がる場所があるわけですが、大事なことは、医療費の適正化を制度にしっかり位置付けていただいて、持続可能な制度にしていくことだと思っております。ぜひ、県の取組みに協力していきたいと思っておりますので、県からの引き続きの御力添えをお願いするものでございます。特に答えは結構でございますので、お願いでございます。

以 上